

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年7月16日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例の施行期日を定める規則

静岡県立吉原林間学園診療所の設置、管理並びに使用料及び手数料に関する条例（平成31年静岡県条例第3号）の施行期日は、令和元年8月1日とする。